

平成9年10月21日

警察庁刑事局刑事企画課 御中

協同組合日本接骨師会
会長 登山 勲

警察庁への再度の要望

警察の刑事事件に対する証拠収集にあたりその努力に反対するものではありません。しかし、このことをもって一方的に整復師業務疎外を正当化することにはならないと考えます。先般、このことについて一層の理解を賜りたく要望いたしましたが、各地にて相変らず、患者には整復師医療選択受診妨害、整復師には名誉毀損や営業妨害を惹起しています。こうした度に当局現場担当者がいちいち誤解の弁解をしなければならないことは正しいこととは思えません。警察の刑事事件に対する証拠収集について、整復師正当業務が医師の場合と同じく単に業務上のメモ程度というのではなく、整復師法に基づき資格による診断書として合法的・合理的適正な取り扱いを受けるものであるという理解を願うものです。このことは当局の責任と使命であると考えます。改めて、整復師に対する正しい理解の下にすみやかに適正な指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。